

○滝上町就学援助実施要綱

平成18年4月21日

教委告示第6号

改正 平成20年4月1日教委告示第7号

平成23年4月1日教委告示第8号

平成24年12月11日教委告示第15号

平成28年2月18日教委告示第4号

(目的)

第1条 この実施要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、滝上町が必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことによって、小学校及び中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(就学援助の対象者)

第2条 就学援助の対象者は、滝上町に住所を有し、小学校又は中学校に在籍している児童生徒の保護者で、次の各号の一に該当するものとする。ただし、学校教育法施行令第9条による区域外就学者については別に定める。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者で、教育扶助を受けている者（以下「要保護者」という。）
- (2) 滝上町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が要保護者に準ずる程度に生活が困窮していると認めた者（以下「準要保護者」という。）

(準要保護者の認定基準)

第3条 準要保護者の認定は、次の各号の一に該当する場合において、当該世帯の前年収入認定額が、生活保護基準額の一般生活費1類、2類、期末一時、教育扶助、住宅扶助及び各種加算の合計額に1.2を乗じて得た額以下の者を認定するものとする。

- (1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく町民税の非課税
 - ウ 地方税法第323条に基づく町民税の減免
 - エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減税
 - オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減税
 - カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金

の減免

キ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給

ケ 世帯更生貸付補助金による貸付け

(2) (1)以外の者で、次のいずれかに該当する者

ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

イ 保護者の職業が、不安定で生活状態が悪いと認められる者

ウ 学級費、PTA会費等の学校納付金の減免が行われている者

エ 学校納付金の納付状態が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者

オ 経済的理由による欠席日数が多い者

2 前項のほか、特別な事情があると認めるときには、準要保護者として認定することができるものとする。

(就学援助費目)

第4条 就学援助費目は、次のとおりとする。

(1) 要保護者への給与費目

ア 児童生徒に要する医療費（学校保健安全法第24条及び学校保健安全法施行令第8条の疾病に限る。）

イ 児童生徒に要する修学旅行費

(2) 準要保護者への給与費目

ア 児童生徒に要する医療費 [(1)のアに同じ]

イ 児童生徒に要する修学旅行費

ウ 児童生徒に要する給食費

エ 新入学児童生徒学用品費（4月1日付けに認定している小中学校の1年生）

オ 児童生徒に要する体育実技用具費（小学校1・4年生、中学校1年生）

カ 児童生徒に要する学用品費・通学用品費、校外活動費

キ クラブ活動費

ク 生徒会費

ケ PTA会費

コ アレルギー管理指導表（アレルギー疾患用）文書作成費

（就学援助費目の金額）

第5条 就学援助費目の金額は、教育委員会が別に定める。

（申請）

第6条 就学援助の受給を希望する保護者は、就学援助費受給申請書兼世帯票（別記様式1）を教育委員会に提出するものとする。

（認定等）

第7条 教育委員会は、前条の規定により申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査、その他必要に応じた調査を行い、第2条に規定する就学援助対象者の認否を決定する。

2 前項の規定による決定をしたときは、その結果を学校長及び保護者に通知しなければならない。

（就学援助費の支給）

第8条 就学援助費は、申請日の属する月分から支給する。

2 就学援助費の支給については、原則として第7条により就学援助費の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）の指定した金融機関の預金口座に振込むものとする。ただし、医療費については受給者からの請求があった場合、医療券（別記様式2）を受給者に交付し、当該児童・生徒が受診した医療機関の請求に基づき支払うものとする。

（変更届）

第9条 受給者は、次の各号の一に該当する場合は、すみやかに就学援助変更届（別記様式3）を教育委員会に届けなければならない。

- (1) 生活保護法による保護の開始又は停廃止があったとき。
- (2) 住所・氏名の変更があったとき。
- (3) 金融機関・預金口座の変更があったとき。
- (4) その他、申請書の内容に変更があったとき。

（認定の取消）

第10条 教育委員会は、受給者が次の各号の一に該当した場合は、その認定を取り消すものとする。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くことになったとき。
- (2) 受給者から辞退の申し出があったとき。
- (3) 不正の手段により就学援助費の支給を受けたとき。

（就学援助費の返還）

第11条 教育委員会は、受給者が就学援助費の支給を受けた後、前条の規定により認定を取り消したとき、または当該児童・生徒の長期欠席や行事の不参加等により使用しなかったときは、これを返還させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日教委告示第7号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日教委告示第8号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年12月11日教委告示第15号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年2月18日教委告示第4号）

この要綱は、告示の日から施行し、滝上町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の施行日（平成28年1月1日）から適用する。

滝上町教育委員会 様

就学援助の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

申請年月日

年 月 日

申請者(保護者)	住所					氏名	印	
児童生徒氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	学校名	学年	個人番号	
<世帯の状況> 生計を共にしている家族全員を記入願います。								
氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先等		個人番号	
●申請理由(該当する項目番号すべてに○印をつけてください。) 1 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止となった。 2 町民税が非課税となった。 3 災害等により町民税が減免となった。 4 個人事業税が減免された。 5 固定資産税が減免された。 6 国民年金の掛金が減免された。 7 国民健康保険料が減免又は徴収猶予された。 8 母子家庭等に支給されている児童扶養手当の支給を受けている。 9 社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付けを受けている。 10 上記に該当しないが、経済的に大変である。					●口座番号 1 金融機関 (信金・銀行・農協) 店 2 種類 普通・当座 3 口座名義名 (ふりがな) 4 口座番号			
●住宅の状況(該当する番号に○をしてください。) 1 自宅 2 借家 3 公営住宅 4 その他()								
同 意 書								
私は、就学援助費認定事務のために、滝上町教育委員会が私の世帯及び同居者の住民税課税台帳を閲覧すること並びに所得に関する調査を行うことに同意します。								
申請者(保護者)氏名					印			
委 任 状								
私は、学校給食費、修学旅行費の援助についての一切の権限を次のとおり委任します。								
記								
1 滝上町から支給される学校給食費援助金の受領及び支払いについて、滝上町教育委員会に委任します。								
2 滝上町から支給される修学旅行費援助金の受領及び支払いについて、児童・生徒の在籍する学校長に委任します。								
申請者(保護者)氏名					印			

※ここからは、申請者は記入しないでください。

認 定	(認定理由該当番号) 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10	認定年月日
否 認 定	(否認定理由)	平成 年 月 日

医 療 券

滝上町教育委員会 印			学校名		
学校医療券	要保護 ・ 準要保護		交付第	号	交付 平成 年 月 日
	受	氏 名	この券の 有効期間		平成 年 月 日から
	給	生年月日			平成 年 月 日まで
	者	住 所	滝上町	学年	第 学年
病 名					

診療報酬請求明細書					
初 診	平成 年 月 日	診療日数	日 転 帰	治癒・継続・中止	
医 師 (歯科以外の診療)			歯科医 (歯科診療)		
初診料及び再診料		点	初診料及び再診料		点
薬 治 料	日分	点	ア充填料	歯	点
注 射 料	回	点	処 置 料	歯	点
処 置 料	回	点	銀合金インレー	歯	点
手 数 料	回	点	抜 歯 料	歯	点
その他	回	点	その他		点
	回	点			点
請 求 総 点 数		点	請 求 総 点 数		点
請求内訳	健康保険負担分 (国・社・共・その他)		円	振込先	
	地方公共団体負担分		円		
<p>一金 円也 請求いたします。 ただし、上記診療報酬 (地方公共団体負担分) として</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">医療機関所在地 医 療 機 関 名 院 長 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>滝上町長 様</p>					

・準要保護の方は病院へ保険証を持参してください。

就学援助変更届

滝上町教育委員会 様

次のとおり就学援助の申請内容が変更になったので届け出ます。

		届出日	年	月	日	
保護者氏名	印					
住 所						
電 話 番 号						
児童・生徒氏名	氏 名	学校名			学年	
		学校			年	
		学校			年	
		学校			年	
		学校			年	
変更内容 (事由および変更後の内容を記入)	事由 (○で囲む)	変更後の内容 (記入)				
	1 振込口座の変更 (ゆうちょ銀行は記号・番号では振りだめませんので、振込用の漢数字の支店名と7桁の振込用の口座番号を記入してください。)	金融機関名				
		支店名				
		預金種別				
		口座番号				
	2 個人番号の変更 (児童生徒及びご家族の変更について記入してください。)	名義人 (カナで記入)				
		氏 名	個人番号			
	3 住所の変更 4 氏名の変更 5 生活保護の開始・廃止 6 その他	(変更後の内容)				
変 更 年 月 日	年 月 日より変更					

別記様式 1

別記様式 2

別記様式 3